

令和8年度 違法駐車取締活動方針

帯広警察署においては、下記の地域・路線を重点に駐車違反取締り活動を推進します。

ただし、違法駐車の状態や交通事故の発生等を踏まえ、その他の場所においても必要に応じて違法駐車の実施します。

活動地域	◎ 最重点地域
	地 域
	帯広警察署・JR帯広駅(北・南)側地区 西3条通から東大通、国道38号から南20丁目通までの範囲及びその周辺
	◎ 重点地域
活路路線	地 域
	稲田・清流地区
	稲田・清流地区全域及びその周辺
	◎ 最重点路線
活路路線	路 線
	国道38号線 西7条交差点から東大通までの間及びその周辺
	国道236号 国道38号交差点から大通公園までの間及びその周辺
	市道白樺通 西7条交差点から東大通までの間及びその周辺
	市道西2条通 国道38号交差点から帯広駅前までの間及びその周辺
	市道南11丁目通 帯広駅前から東大通までの間及びその周辺
	◎ 重点路線
	路 線
	道道151号線・715号線 JR柏林台駅前から市道弥生通までの間及びその周辺

釧路方面帯広警察署